

安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、安芸高田市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務調査費は、安芸高田市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は当月分の政務調査費は交付しない。

5 政務調査費は、交付請求日の翌日から起算して30日以内に交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会

派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

（ 使 途 基 準 ）

第 5 条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（ 経 理 責 任 者 ）

第 6 条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

（ 収 支 報 告 書 の 提 出 ）

第 7 条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等証拠書類（原本）を添付して、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 4 月 3 0 日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから 3 0 日以内に第 1 項の収支報告書を提出しなければならない。

（ 政 務 調 査 費 の 返 還 ）

第 8 条 政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に規定する使途基準により支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

（ 収 支 報 告 書 の 保 存 ）

第 9 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

（ 委 任 ）

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。